

頁	箇所	誤	正（追補）
67	上から 6 行目	.....以下の <u>3 つ</u> に分けられる。	.....以下の <u>2 つ</u> に分けられる。
72	〔図表 4〕 (追補)		<p>「フラット 35」は、平成 21 年 6 月 4 日以降、経済危機対策に伴い、制度拡充が実施されている。主な内容は次のとおりである。</p> <p>「フラット 35」買取型の融資限度額を、これまでの建設費・購入価額の 9 割以内から、最大 10 割までに拡充。</p> <p>「フラット 35」買取型および保証型の融資対象となる諸費用として、これまでの設計費用（新築の場合のみ）等に加えて、建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ）、請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担分）、住宅性能評価検査費用（新築の場合のみ）、適合証明検査費用を追加。</p> <p>一定の優良住宅に対して「フラット 35」買取型および保証型の融資適用利率から、当初 10 年間の金利を年 0.3%優遇する「フラット 35S」に加えて、長期優良住宅など一定の基準を満たす住宅の場合は、当初 20 年間の金利を年 0.3%優遇する「フラット 35S(20 年金利引下げタイプ)」の取り扱い</p>

			を開始。 「フラット 35」買取型の融資対象に、住宅ローンの借り換え資金を追加。
78	下から 6 行目 (追補)	.....につき <u>200 万円</u> 以内となっており、返済期間は原則として <u>10 年</u> 以内である。	.....につき <u>300 万円</u> 以内となっており、返済期間は原則として <u>15 年</u> 以内である。 (平成 21 年 8 月 3 日から、融資額と返済期間が拡充された)
279	上から 9 行目	なお、 <u>62 ページ</u> の算式により.....	なお、 <u>53 ページ</u> の算式により.....